

# 龍ヶ崎地方塵芥処理組合からのお知らせ

## 財政状況のお知らせ

地方自治法第243条の3第1項及び「龍ヶ崎地方塵芥処理組合財政事情書の作成及び公表に関する条例」の規定により、財政事情を下記のとおり公表いたします。

平成29年度下半期（10月～3月）の財政事情書（3月31日現在）

平成29年度一般会計の執行状況 (単位：千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	889,646	889,646	議会費	2,215	1,757
使用料及び手数料	153,776	169,220	総務費	228,385	220,008
財産収入	136	136	衛生費	939,103	572,091
繰入金	1	0	公債費	14,699	14,698
繰越金	102,071	102,071	予備費	3,000	0
諸収入	41,772	68,379			
歳入合計	1,187,402	1,229,452	歳出合計	1,187,402	808,554
収入率		103.54%	支出率		68.09%

※出納整理期間が5月31日までとなっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。

平成30年度一般会計当初予算の状況 (単位：千円、%)

歳入			歳出		
項目	金額	割合	項目	金額	割合
分担金及び負担金	925,858	76.31	議会費	2,521	0.21
使用料及び手数料	161,541	13.32	総務費	168,072	13.85
財産収入	156	0.01	衛生費	1,011,246	83.35
繰入金	50,000	4.12	公債費	28,414	2.34
繰越金	20,000	1.65	予備費	3,000	0.25
諸収入	55,698	4.59			
歳入合計	1,213,253	100.00	歳出合計	1,213,253	100.00

## クリーンプラザ・龍夏休み親子陶芸体験教室

**日時：**7月28日（土） 作陶  
8月25日（土） 品評・作品受け渡し  
午前9時30分～11時30分

**場所：**「クリーンプラザ・龍」内陶芸工房

**対象：**利根町、龍ヶ崎市、河内町に在住の小・中学生とその保護者で、両日ともに参加できる方。

**費用：**一人あたり100円（材料費）

**持ち物：**タオル・エプロン・上履き（スリッパなど）

**申し込み方法：**電話または窓口でお申し込みください。

**申し込み期間：**7月10日（火）～13日（金）  
午前9時～午後4時受け付け  
※定員になり次第、締め切りとなります。

**問い合わせ先：**龍ヶ崎地方塵芥処理組合 施設課  
龍ヶ崎市板橋町436番地2

**申し込み先：** ☎0297-60-1777

## 組合所有財産の状況

土地= 131,347㎡/建物= 19,679.8㎡  
車両= 10台/基金積立金= 452,525千円

## 組合債現在高の状況

一般廃棄物処理事業債= 375,709千円

**問い合わせ先：** 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 総務課  
☎0297-60-1777

## 可燃ごみの処理状況と排ガス測定結果のお知らせ

### 可燃ごみ処理状況

項目	単位	平成28年度	平成29年度
可燃物焼却量	t	33,675	35,330
焼却灰・飛灰の 熔融処理量	t	2,683	2,603
埋立量 ※	m³	4,946	8,235
埋立累計量	m³	68,652	76,887
埋立残余容量	m³	49,748	41,513

※最終処分場の埋立容量は118,400m³です。（スラグ・不燃残渣・土など）

### 排ガス測定結果（年4回の平均値）

項目	単位	国の排出基準	平成28年度	平成29年度
ばいじん量	g/m³N	0.15以下	0.008	0.008
硫黄酸化物	ppm	3,220以下	12	10
塩化水素	ppm	430以下	40	41
窒素酸化物	ppm	250以下	34	36
一酸化炭素	ppm	100以下	5	6
ダイオキシン類	ng-TEQ/m³N	5以下	0.0018	0.0019



近隣市町村から排出された可燃ごみの焼却量は、昨年と比較して1,655 t増加しています。  
また、排ガスについては、いずれの項目においても国の排出基準を大きく下回っていました。

※測定値が定量下限値未満の場合は、定量下限値を測定値とみなして平均値を算出しています。  
N（ノルマル）：0℃、1気圧に換算した時の値  
ppm（パーツパーミリオン）：百万分の1を表す割合の単位  
TEQ（ティーイーキュー）：ダイオキシン類全体に含まれる毒性の強さを表す単位（「毒性等量」という）

## よくあるご意見と回答

**Q. Jアラートが流れた後に避難しても間に合うの？**

**A.** 避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも、近くの建物の中や地下へ避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

**Q. 地面に伏せる、頭部を守る…。それだけで身を守れるとは思えません。**

**A.** 横（水平）方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して、身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、避難行動をとらない場合と比べると、被害を軽減できる可能性が高まります。

**Q. 近所には、丈夫な建物も地下もなく避難できるところがありません**

**A.** 横（水平）方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して、身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、被害を軽減できる可能性が高まります。

**Q. 避難したところで、ミサイルが直撃したら、何をやっても無意味では？**

**A.** 弾道ミサイルによる被害の程度は、その威力などによりさまざまであり、一概には言えませんが、地下への避難などの行動をとることで、被害を軽減できる可能性を高めることができます。

### 屋外にいる場合

近くの建物の中（できれば頑丈な建物）または、地下へ



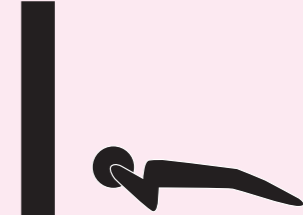
### 屋内にいる場合

窓から離れるまたは、窓がない部屋へ



### 近くに、建物がない場合

物陰に身を隠すまたは、地面に伏せ頭部を守る



詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

検索キーワード  
国民保護 検索

## 不法投棄防止のポイント！

- こまめに草を刈るなど見通しがきくようにする。
  - 柵を設置するなどして、入りづらくする。
  - 定期的に見回るなど常に状況を把握する。
  - 「不法投棄禁止」などの看板を設置する。
- ※不法投棄・野焼き・不適正な残土埋立てを見つけたら、最寄りの警察署か不法投棄110番 ☎0120-536-380へお問い合わせください。

**問い合わせ先** 利根町役場環境対策課 ☎0297-68-2211（内線252）  
県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。  
これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

**注意！あなたの土地が狙われています！**